



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 大証第二部)
問合せ先 取締役 山 本 敏 之
(TEL 078-452-0668)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役にふさわしい有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため新設するものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

(2) 事業目的の追加

当社の事業の現状および今後の事業活動の多様化に伴う変更を行うものであります。

(3) その他の変更

規定の新設に伴う条数の繰り下げ、新設条文と統一的な表現への修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(2) 〈記載省略〉</p> <p>(3) 建築設計、施工</p> <p>(4)～(15) 〈記載省略〉</p> <p>第4章 取締役および取締役会 〈新設〉</p> <p>第27条～第34条 〈記載省略〉</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、社外監査役との間に、<u>当社に対する</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>その賠償責任</u>の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第36条～第39条 〈記載省略〉</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 〈現行どおり〉</p> <p>(1)～(2) 〈現行どおり〉</p> <p>(3) <u>建築の</u>設計、施工、<u>監理</u></p> <p>(4)～(15) 〈現行どおり〉</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第27条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第28条～第35条 〈現行どおり〉</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 〈現行どおり〉</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 25 日

以 上